

# 市・県民税申告のお知らせ

平成24年度(平成23年分)市・県民税について、裏面の日程のとおり申告記載指導を行いますので、市・県民税の申告をされる人は、最寄りの会場へお出かけください。

期間中、市役所窓口での申告指導の対応はできませんので、会場で申告してください。

なお、確定申告書を税務署へ提出する人は、改めて申告する必要はありません。

※詳細につきましては、2月1日号の「広報とみおか」をご覧ください。

## ●申告が必要な人

- 1 平成24年1月1日現在富岡市に住んでいる人で、次の要件のいずれかにあてはまる人
  - ▽ 営業・農業などの事業を営んでいる人
  - ▽ 不動産・配当・一時・雑収入などによる所得がある人
  - ▽ 中途就職・退職などにより、勤務先で年末調整をしていない人
  - ▽ 国民健康保険に加入している所得のない人で、だれの扶養親族にもなっていない人
- 2 平成24年1月1日現在富岡市に住んでいなくても、市内に店舗・事務所または家屋敷がある人

\* 所得税の確定申告が不要の人でも、上記該当者は、市・県民税申告が必要です。

(注) 遺族年金や障害者年金などの「非課税所得」のみを受けている人や、前年中に全く所得がなかった人でも、申告書を提出することにより、所得証明などの税証明、国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除、保育料や市営住宅家賃などの算定の資料になります。また、提出しないと所得の有無が判断できず、申告の催促などでご迷惑をお掛けする場合がありますので、期限内に忘れずに申告してください。

## ●申告時に持参するもの

- 1 印章(朱肉を使うもの)
- 2 平成23年中の所得の資料
- 3 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払い額のわかる領収書等
- 4 医療費控除を受ける場合は、医療費等の領収書(領収書の合計額を計算しておいてください)
- 5 本人名義の預金通帳等(金融機関・口座番号のわかるもの)
- 6 その他申告に必要と思われるもの

## 問い合わせ

富岡市役所 税務課 市民税担当  
電話62-1511 (内線1122、1133)

平成24年度（平成23年分） 市・県民税申告記載指導日程表

期 日	対象区域および対象者	申告会場	開催時間
2月16日(木)	本村区・新光寺区	妙義中央公民館	午前9時～午後4時(受付開始は午前8時30分)
17日(金)	伏見区・高木区		
20日(月)	白雲区		
21日(火)	金洞区・金鶏区		
22日(水)	額部地区	額部公民館	
23日(木)	桐淵東区・中高瀬区・下高瀬区・内匠区・長久保区・芝宮区	高瀬公民館	
24日(金)	大島区・上高瀬区・横瀬区・桐淵区		
27日(月)	一ノ宮区・一ノ宮下区・一ノ宮上坂区	群馬県富岡合同庁舎 (富岡市田島地内)	
28日(火)	宇田区・宮崎区・神農原区・田島区		
29日(水)	丹生地区		
3月 1日(木)	南蛇井上区・南蛇井中区・南蛇井下区	小野公民館	
2日(金)	中沢区・蚊沼区・神成区・上小林区		
5日(月)	上高尾区・下高尾区・藤木区		
6日(火)	桑原区・小桑原区・相野田区・白岩区・後賀区・蕨区	生涯学習センター	
7日(水)	黒岩地区		
8日(木)	1区・2区		
9日(金)	3区～6区		
12日(月)	7区・中央区・10区～13区・仲町区・17区・18区		
13日(火)	19区～22区		
14日(水)	23区～26区		
15日(木)	上記の日程で申告できなかった人(所得税対象者は除く)		

- 都合のつかない人は、対象区域以外の申告会場でも差し支えありません。
- ご自身で申告書を記入される人は、申告書及び記載例を、各地区公民館及び市役所に用意しておきますのでご利用ください。
- 上記期間中は、市役所での申告はできませんので、上記申告会場で申告してください。